

## 川崎市上下水道局規程第9号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

### 川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「組織の長」を「各号に定める職員」に、「事項を当該企業出納員に」を「事務を」に、同条第1号中「財務課」を「財務課 財務課の出納・財源担当の担当課長（以下「財務課担当課長」という。）」に、同条第2号中「管財課」を「管財課 管財課長」に、同条第3号中「給水装置課」を「給水装置課 給水装置課長」に改める。

第3条第1項中「事故あるとき」を「事故があるときは」に、同条第2項中「事故あるときに」を「事故があるときに」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づく副企業出納員に事故があるときは、企業出納員が属する所属の他の担当係長を副企業出納員にすることができる。

第4条中「サービス推進課」を「経営戦略室」に改める。

第5条中「事故あるときは」を「事故があるときは」に改める。

第6条第1項中「サービス推進課」を「経営戦略室」に改める。

第24条第1項中「及び財務課の下水道財務・財源担当の担当課長（以下「財務課担当課長」という。）」を削る。

第25条中「財務課長」を「財務課担当課長」に改める。

第26条第2項中「及び財務課担当課長」を削る。

第29条、第34条第1項、第35条第1項、第42条及び第49条中「財務課長」を「財務課担当課長」に改める。

第50条の2中「又は財務課担当課長」を削る。

第51条第3項、第55条から第57条までの規定、第59条から第61条までの規定及び第63条中「財務課長」を「財務課担当課長」に改める。

第66条第1項及び第68条中「財務課長」を「財務課担当課長」に改める。  
。

第69条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(概算払)」を、第69条の2に見出しとして「(概算払の精算)」を付す。

第77条、第78条並びに第80条第5号及び第7号中「財務課長」を「財務課担当課長」に改める。

第82条第1項第6号中「財務課長」を「財務課担当課長」に改め、同条第2項中「みずほ信託銀行株式会社」の次に「、株式会社群馬銀行」を加える。

第85条中「財務課長」を「財務課担当課長」に改める。

第87条第1項から第3項までの規定中「財務課長」を「財務課担当課長」に、同条第4項中「納入済通知書等等」を「納入済通知書等」に、「財務課長」を「財務課担当課長」に改める。

第88条第1項中「財務課長」を「財務課担当課長」に改める。

第89条第1項及び第2項中「財務課長」を「財務課担当課長」に、同条第3項中「出納取扱金融機関をして、株式会社ゆうちょ銀行から即時払受領書と引換えに小切手を受領させ、即日当該金融機関の預金口座に振込ませる」を「株式会社ゆうちょ銀行は、第1項の規定にかかわらず、財務課担当課長が指定する日に指定する金額を出納取扱金融機関の預金口座に振り込む」に改める。

第90条第1項中「財務課長」を「財務課担当課長」に改める。

第170条、第172条第1項、第175条及び第177条から第179条

までの規定中「及び財務課担当課長」を削る。

第183条中「及び財務課担当課長」及び「又は財務課担当課長」を削る。

第184条中「又は財務課担当課長」を削る。

第186条第1項中「及び財務課担当課長」を削る。

第188条第2項中「又は財務課担当課長」を、同条第3項中「及び財務課担当課長」を削る。

第189条第1項中「又は財務課担当課長」を削る。

第190条第1項、第191条第2項、第194条及び第195条中「及び財務課担当課長」を削る。

第196条第1項中「又は財務課担当課長」を、同条第2項中「及び財務課担当課長」を削る。

第197条第1項中「又は財務課担当課長」を、同条第2項中「及び財務課担当課長」を削る。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。